有効期間が６年であるもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 氏名又は名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第103808号 | 化成肥料 | 高度化成447 | 太陽肥料株式会社 | 茨城県神栖市砂山４番地 |
| 生第103898号 | 化成肥料 | 新東苦土入り高度化成S308 | 新東化学工業株式会社 | 千葉県市原市八幡海岸通11番１ |
| 生第103916号 | 化成肥料 | 有機入り化成551 | 中菱肥料株式会社 | 愛知県名古屋市港区いろは町一丁目19番地 |
| 生第103920号 | 化成肥料 | 有機入り化成S776 | 中菱肥料株式会社 | 愛知県名古屋市港区いろは町一丁目19番地 |
| 生第103942号 | 化成肥料 | 有機入り化成088号 | 大日本産肥株式会社 | 福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４ |
| 生第103945号 | 化成肥料 | 苦土有機入り高度化成824号 | 東邦化成工業株式会社 | 三重県四日市市西末広町４番17号 |
| 生第103949号 | 化成肥料 | 追肥化成524号 | 株式会社ダイシン | 秋田県男鹿市船越字堂の前328番地２ |
| 生第103952号 | 化成肥料 | 有機入り粒状馬鈴薯828号TH２ | 三興株式会社 | 大阪府吹田市西御旅町７番16号 |
| 生第103954号 | 化成肥料 | 新緑苦土・ほう素・有機入り250号 | 緑産業株式会社 | 大阪府大阪市福島区玉川４丁目５番４号 |
| 生第103956号 | 被覆窒素肥料 | 40被覆尿素４号 | ジェイカムアグリ株式会社 | 東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号 |
| 生第103962号 | 化成肥料 | 苦土ほう素入り高度化成NS900 | サンアグロ株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第103965号 | 鉱さいけい酸質肥料 | ミツワけい酸エース１号 | 株式会社ミツワ | 新潟県柏崎市大字安田198番地１ |
| 生第103966号 | 混合りん酸肥料 | ミツワけい酸りん酸Hエース特２号 | 株式会社ミツワ | 新潟県柏崎市大字安田198番地１ |
| 生第103971号 | 化成肥料 | くみあい有機入り化成030a | 片倉コープアグリ株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目８番10号 |
| 輸第103937号 | 炭酸カルシウム肥料 | 15.0粒状炭酸苦土石灰肥料 | 株式会社松田産業 | 北海道札幌市白石区東札幌二条六丁目８番21号第５アーネビル |
| 輸第103944号 | 魚かす粉末 | アンチョビ４号 | 株式会社沓名産業 | 愛知県安城市和泉町神明18番地３ |
| 輸第103948号 | ひまし油かす及びその粉末 | ひまし油かす | 株式会社交洋 | 三重県四日市市新正五丁目４番19号 |
| 輸第103958号 | 化成肥料 | 硝酸高度化成TM287 | トムソンコーポレーション株式会社 | 栃木県栃木市大平町土与215番地 |
| 輸第103964号 | 副産植物質肥料 | プレミアム　セルーThe　酵母細胞壁 | 島貿易株式会社 | 東京都中央区銀座二丁目12番14号 |
| 輸第103973号 | 副産加里肥料 | スーパーK | 蝶理株式会社 | 大阪府大阪市中央区淡路町一丁目７番３号 |

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## ○国土交通省告示第九百六十七号

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第八条第三項及び第二十六条第二項の規定に基づき、標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部を改正する告示

（標準貨物自動車利用運送約款の一部改正）

**第一条**　標準貨物自動車利用運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章　（略） | 第一章　（略） |
| 第二章　利用運送業務等 | 第二章　利用運送業務 |
| 第一節　（略） | 第一節　（略） |
| 第二節　積付け、積込み又は取卸し（第十七条） | 第二節　積込み又は取卸し（第十七条） |
| 第三節～第七節　（略） | 第三節～第七節　（略） |
| 第三章　（略） | 第三章　（略） |
| **第二章**　利用運送業務等 | **第二章**　利用運送業務 |
| （運送状等） | （運送状等） |
| **第八条**　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。 | **第八条**　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　運賃、料金（第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第五十一条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項 | 四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項 |
| 五～七　（略） | 五～七　（略） |
| 八　貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨 | （新設） |
| 九　第五十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨 | 八　品代金の取立てを委託するときは、その旨 |
| 十・十一　（略） | 九・十　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |